

公益財団法人新潟市産業振興財団非常勤役員及び評議員の報酬等に関する規程

(平成24年規程第2号)

(目的及び意義)

第1条 この規程は、公益財団法人新潟市産業振興財団（以下「財団」という。）定款第16条第1項及び第32条第1項の規定に基づき、非常勤役員及び評議員の報酬等に関し必要な事項を定めることを目的とし、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成18年法律第48号）並びに公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成18年法律第49号。以下「公益法人認定法」という。）の規定に照らし、妥当性と透明性の確保を図ることとする。

(定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号の定めるところによる。

- (1) 非常勤役員とは、常勤理事以外の役員をいう。
- (2) 報酬等とは、公益法人認定法第5条第13号で定める報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退職手当であつて、その名称のいかんを問わない。費用とは明確に区分されるものとする。
- (3) 費用とは、職務の遂行に伴い発生する交通費、通勤手当、旅費（宿泊費を含む。）及び手数料等の経費をいう。報酬等とは明確に区分されるものとする。

(報酬等)

第3条 財団は、非常勤役員及び評議員の職務執行の対価として報酬、賞与及び退職手当を支給しない。

(公表)

第4条 財団は、この規程をもって、公益法人認定法第20条第1項に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

(改正)

第5条 この規程の改正は、評議員会の決議により行うものとする。

(補則)

第6条 この規程の施行に関し必要な事項は、理事長が理事会の承認を得て、別に定めるものとする。

附 則

この規程は、平成24年1月18日から施行する。